

平成22年4月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 中川 彩子
平成21年(ハ)第10865号 不当利得金返還請求事件
口頭弁論終結日 平成22年3月24日

判 決

札幌市

原 告

同訴訟代理人司法書士 北 條 秋 男

同 驚 津 直 樹

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

被 告 プロミス株式会社

同代表者代表取締役 久 保 健

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、81万7116円及びこれに対する平成21年7月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、訴外株式会社クラヴィス（以下「訴外クラヴィス」という。）との間で金銭消費貸借契約を締結し、借入と返済を繰り返していたところ、本件各返済による弁済金のうち、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当して生じた過払金返還債務について、被告が契約上の地位の移転によりこれを引き継

ぎ、引き続いて被告との間でも金銭消費貸借取引があって過払金が発生し、かつ、過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び過払金の発生時から支払済みまでの民法704条前段所定の利息の支払を求める事案である。

1 争いのない事実等

- (1) 被告は、金銭貸付等を業とする株式会社である。
- (2) 原告は、平成19年8月13日、被告との間で金銭消費貸借契約を締結し、平成19年8月13日から平成21年7月21日までの間、別紙「法定金利計算書」記載の「年月日」、「借入金額」及び「弁済額」の各欄記載のとおり、継続的に借入と返済を繰り返した（甲2、以下「本件プロミス取引」という。）。なお、「日数」欄記載の日数計算は、初日不算入である。

2 争点

原告と訴外株式会社クラヴィスとの間での後記アのと通りの平成8年10月2日から平成19年8月13日までの間の金銭消費貸借取引に生じた過払金が、契約上の地位が被告に移転されて、原告と被告との間の本件プロミス取引に引き継がれたか。

（原告の主張）

ア 原告は、平成8年10月2日、訴外株式会社クラヴィスとの間で金銭消費貸借契約を締結し、平成8年10月2日から平成19年8月13日までの間、別紙「法定金利計算書」記載の「年月日」、「借入金額」及び「弁済額」の各欄記載のとおり、継続的に借入と返済を繰り返した（甲1、以下「本件クラヴィス取引」という。）。なお、「日数」欄記載の日数計算は、初日不算入である。

イ 原告と訴外クラヴィスとの間の本件クラヴィス取引について、平成19年8月13日の最終取引日における約定利率による取引残高は、49万7035円であった。

ウ 原告は、訴外クラヴィス及び被告から、訴外クラヴィスの営業終了に伴い、訴外クラヴィスの全株式を保有する親会社である被告が今後の契約上の対応をすること、また、原告と被告が金銭消費貸借契約を締結して訴外クラヴィスに対する残債務の精算ができる旨の説明があったことから、被告の指示の下で、原告が被告支店の窓口で上記の手続を行って、被告が訴外クラヴィスに対し、被告からの借入金を訴外クラヴィスに直接支払った。

エ 原告と訴外クラヴィス及び被告との各取引当時、被告と被告のグループ会社である訴外クラヴィスは一体の会社であり、本件において、原告との本件クラヴィス取引は、訴外クラヴィスから被告へ契約上の地位が移転し引き継がれたものというべきである。

オ 仮に、訴外クラヴィスから被告への契約上の地位が移転が認められないとしても、訴外クラヴィスは、親会社である被告主導の下、プロミスグループ再編の一環として、その営業債権の大部分を被告へ譲渡し、その一部が「債権切替」と称して、被告が訴外クラヴィスとの取引を通じて過払金の支払いに応じていたものであるが、平成21年3月、被告が訴外クラヴィスの全株式を譲渡するや一転して、訴外クラヴィスの過払金返還義務はないと主張するに至ったのであるから、被告は、信義則に基づき、原告に対する本件クラヴィス取引を一体のものとして過払金返還義務を負担すべきである。

(被告の主張)

ア 被告及び訴外クラヴィスは、本件における取引当時、それぞれ貸金業の登録を行い、全く別個に貸金業を営んでいた独立した法人である。

イ 被告は、平成19年8月13日、原告との間で金銭消費貸借契約を締結したのであり(乙2)、上記の契約申入れの際、被告において原告の身元確認書類として運転免許証のコピー等を受領し(乙3)、勤務先及び年収を確認し、信用情報機関への照会をするなどの与信審査を行い、新規契約

を締結するための手続を経た上で、被告の固有の判断に基づき、金銭消費貸借取引を開始した。

ウ 被告は、上記の契約締結後、原告に対して、契約内容の記載がある契約内容確認書を交付し（乙4）、また、本件プロミス取引を行うための「プロミスカード」を交付して、原告はこのカードを利用して本件プロミス取引の全てを行った。

エ 原告は、被告からの借入金により本件クラヴィス取引を完済しているが（乙5）、上記の借入金を本件クラヴィス取引の弁済金として受領したのは訴外クラヴィスである。なお、訴外クラヴィスは、営業終了したものであるが独立法人として現在も存在している。

オ 被告と原告との本件プロミス取引には、被告の原告に対する貸金債権が存在する。

第3 争点に対する判断

1 証拠（甲2、3ないし5、7ないし9、乙2ないし5）及び弁論の全趣旨によれば、次に事実が認められる。

(1) 原告は、訴外クラヴィスとの間で、利息制限法所定の制限利率を超過する利息の約定により、別紙「法定金利計算書」記載の平成8年10月2日から平成19年8月13日の49万7035円の弁済までの間、本件クラヴィス取引を継続した。

(2) 原告は、訴外クラヴィスの営業終了に伴って、平成19年8月13日、訴外クラヴィスに対する上記(1)の残元金49万7035円を弁済するため、被告に対し、上記(1)の残元金と同額の借入れを申し込むため申込書（乙2）及び訴外クラヴィスへの同金員の振込代行を依頼する振込代行確認書（甲5）を作成して、被告との間で、利息制限法所定の制限利率を超過する利息の約定により、上記(1)の残元金と同額を借入れて、訴外クラヴィスに対し、被告をして振り込む方法により本件クラヴィス取引の残元金49万7035円を

弁済して、訴外クラヴィスに対する債務を完済した。

- 2 上記の認定事実によれば、原告と訴外クラヴィスの本件クラヴィス取引は、訴外クラヴィスの営業終了に伴い、原告が訴外クラヴィスに対する残債務につき、被告から新たに借り入れた金員により弁済（完済）して終了したことが認められる。

確かに、原告主張のとおり、訴外クラヴィスが被告のグループ会社であり、訴外クラヴィスの営業終了に伴い、本件クラヴィス取引に係る原告の残債務につき被告からの借入れにより完済することを「切替」と称して、原告と被告の本件プロミス取引を開始したことが認められるものの、かかる事実のみによって、原告と訴外クラヴィスと間の本件クラヴィス取引と被告との本件プロミス取引について、訴外クラヴィスから被告に対して貸主たる契約上の地位が移転したものと推認することはできない。

そうすると、訴外クラヴィスの原告に対する過払金返還債務が被告に引き継がれたと認めることはできない。

また、上記の事情からすれば、本件において、被告が、原告に対し、信義則上、訴外クラヴィスの過払金返還債務を負うことは認めることはできない。

したがって、原告の被告に対する本件クラヴィス取引に係る本訴請求は失当である。

3 小括

原告と被告との本件プロミス取引には、別紙「計算書」記載のとおり、被告の原告に対する貸金債権が存在する。

4 結論

以上によれば、原告の本訴請求は理由がないからこれを棄却し、訴訟費用について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

札幌簡易裁判所

裁判官 館 敏 郎

平成22年11月30日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(レ)第175号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・札幌簡易裁判所平成21年(レ)第10865号)

口頭弁論終結日 平成22年9月28日

判 決

札幌市

控 訴 人

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

被 控 訴 人 プロミス株式会社

同代表者代表取締役 久 保 健

同訴訟代理人弁護士 塚 田 渥

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、81万7116円及びこれに対する平成21年7月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じ被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 当事者等

被控訴人及び株式会社クオークローン（後記本件消費貸借契約締結時の商号は「リッチ株式会社」であり、その後、「株式会社ぷらっと」、「株式会社クオークローン」、「株式会社タンポート」、「株式会社クラヴィス」

へと順次商号変更をしたものであるが、以下、各商号変更の前後を通じて「クオークローン」といい、被控訴人とクオークローンを併せて「被控訴人ら」という。)は、貸金業法(平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律であるが、以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。)3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 取引経過

ア 控訴人は、クオークローンとの間で継続的な金銭消費貸借契約を締結し(以下「本件消費貸借契約」という。),平成8年10月2日から平成19年8月13日まで、原判決別紙「法定金利計算書」の番号1ないし139記載のとおり、借入れと弁済を行った。

イ 控訴人は、同日、被控訴人から、本件消費貸借契約における約定利率に基づく貸金残債務と同額の4.9万7035円を借り入れるとともに、上記貸金残債務の振込代行を被控訴人に依頼し、被控訴人は、クオークローンに同額を振り込んで上記貸金残債務を完済した(原判決別紙「法定金利計算書」の番号140及び141。以下、上記借入れから弁済までの一連の手続を「本件切替え」という。)

ウ 控訴人は、その後、被控訴人との間で、平成19年9月12日から平成21年7月21日まで、原判決別紙「法定金利計算書」の番号142ないし175記載のとおり、借入れと弁済を行った(以下、原判決別紙「法定金利計算書」の番号1ないし140記載の取引を「本件取引1」、同番号141ないし175記載の取引を「本件取引2」、本件取引1及び本件取引2を併せて「本件各取引」という。)

(3) 被控訴人が過払金返還債務を負う根拠

ア 契約上の地位の移転

本件切替えにより、本件消費貸借契約上の貸主たる地位が、クオークローンから被控訴人に移転した。



イ 併存的債務引受

(ア) 被控訴人らは、平成19年6月18日、業務提携契約（以下「本件業務提携契約」という。）を締結し、被控訴人は、同契約において、クオークローンが顧客に対して負担する過払金返還債務を併存的に引き受ける旨の合意をした（以下「本件債務引受」という。）。

(イ) 控訴人は、被控訴人に対し、本件債務引受について受益の意思表示をした。

ウ 債務引受広告

被控訴人は、顧客に渡した残高確認書兼振込代行申込書に、自らがクオークローンの取引に係る紛争の窓口になることを明記しているから、商法18条1項所定の債務を引き受ける旨の広告をした者として過払金返還債務を負う。

エ 信義則

以下の事情によると、被控訴人は、信義則に基づき、控訴人に対して過払金返還債務を負担すべきである。

(ア) 本件切替えは、プロミスグループ再編の一環として、クオークローンの営業活動に伴う債権の大部分を被控訴人に譲渡するために行われたものである。

(イ) 被控訴人は、本件切替えの際、控訴人に対し、それ以後もクオークローンとの取引と同様の取引が可能である旨説明し、被控訴人との契約に誘導した。

(ウ) 被控訴人は、本件債務引受に基づき、クオークローンとの取引により発生したものを含めて過払金の返還に応じていたが、クオークローンの全株式をネオラインキャピタル株式会社に譲渡してからは、クオークローンとの取引により発生した過払金返還債務を負わないと主張するに至った。

(4) 悪意の受益者

被控訴人らは、貸金業者であり、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。）1条1項の規定する利率（以下「制限利率」という。）を超える利率で貸付けをしていることを知りながら、控訴人から弁済を受けていたのだから、悪意の受益者である。

(5) よって、控訴人は被控訴人に対し、不当利得に基づき、本件各取引により発生した過払元金81万7116円及びこれに対する最終取引日の翌日である平成21年7月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による704条前段の利息（以下「過払利息」という。）の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

(1) 請求原因(1)は認める。

(2) 同(2)アは知らない。イ及びウは認める。

(3)ア 同(3)アは否認する。

イ 同(3)イ(ア)は認め、(イ)は否認する。

ウ 同(3)ウは否認する。

エ 同(3)エは否認する。

(4) 同(4)は否認する。

3 抗弁（受益の意思表示に先立つ変更契約・請求原因(3)イに対し）

被控訴人らは、平成20年12月15日、本件業務提携契約を変更する契約（以下「本件変更契約」という。）を締結し、同契約において、クオークローンと顧客との取引により生じた過払金返還債務その他一切の債務については、クオークローンのみが負担し、被控訴人は何らの債務も負担しないことを合意した。本件変更契約により、本件債務引受は、控訴人が本件訴訟の提起により受益の意思表示をした平成21年11月19日より前に変更された。

4 抗弁に対する認否

争う。



第3 当裁判所の判断

1 請求原因について

(1) 争いのない事実に加え、掲記した各証拠及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

ア クオークローンは本件取引1当時、被控訴人は本件取引2当時、貸金業法3条所定の登録を受けた貸金業者であった（争いが無い）。

イ 本件業務提携契約の締結

被控訴人及びその完全子会社であるクオークローンは、平成19年6月18日、プロミスグループの消費者金融事業の再編の一環として、クオークローンの貸金債権を被控訴人に移行することを計画し、その債権移行に関して、本件業務提携契約（本件債務引受を含む。）を締結した。本件業務提携契約には以下の規定がある。（甲4，11）

第2条（定義）

1号 「切替契約」とは、被控訴人とクオークローンの顧客との間で締結される、被控訴人が取扱う極度貸付基本契約を含む消費者向け無担保ローンに関する契約のことをいう。

4号 「契約顧客」とは、被控訴人との間で切替契約を締結したクオークローンの顧客をいう。

第5条（併存的債務引受と費用負担）

2項 クオークローンが契約顧客に対して負担する利息返還債務および当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他クオークローンが契約顧客に対して負担する一切の債務（以下、「利息返還債務等」という。）について、被控訴人・クオークローン双方が連帯してその責を負うものとし、これにより生じた被控訴人とクオークローンとの連帯債務における両者の負担部分は、被控訴人は0割、クオークローンは10割とする。



ウ 本件各取引及び本件切替えの経緯

(ア) 控訴人は、クオークローンとの間で、制限利率を超える約定利率で本件消費貸借契約を締結し、平成8年10月2日から平成19年8月13日まで、原判決別紙「法定金利計算書」の番号1ないし140記載のとおり本件取引1を行った。本件切替えを行う前の平成19年8月13日時点（原判決別紙「法定金利計算書」の番号139記載の取引後の時点）において、本件取引1における約定利率に基づく貸金残債務は、49万7035円であった。（甲1）

(イ) 被控訴人の担当者は、控訴人に電話を架け、クオークローンが貸金業を廃業すること、今後クオークローンから借入れはできないこと、切替契約をすればクオークローンの親会社である被控訴人とこれまでと同様に取引ができることなどを説明して、切替契約をするよう勧誘した。控訴人は、その説明を聞いて、切替契約をすればクオークローンとの取引が被控訴人に引き継がれるものと考え、平成19年8月13日、被控訴人の店舗を訪れて借入れを申し込み、被控訴人との間で、利率年25.55パーセントの約定で極度借入基本契約を締結し、49万7035円を借り入れるとともに、これを原資として、同額をクオークローンに対する貸金残債務の支払に充てるため、振込代行を被控訴人に依頼した。被控訴人は、同日、控訴人のクオークローンに対する49万7035円の振込みを代行し、この振込みにより、本件取引1における約定利率に基づく貸金残債務は完済された。（甲1、2、8、乙2、4、5）

(ウ) 控訴人は、被控訴人との間で、(イ)の借入れを行ったほか、平成21年7月21日まで、原判決別紙「法定金利計算書」の番号141ないし175記載のとおり本件取引2を行った（甲2）。

エ 本件変更契約の締結

被控訴人らは、平成20年12月15日、本件変更契約を締結し、本件

業務提携契約の規定を以下のとおり変更した（乙10）。

第5条（契約顧客からの利息返還請求等）

2項 クオークローンが切替契約の締結時までに契約顧客に対して負担していた利息返還債務および当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他クオークローンが契約顧客に対して負担する一切の債務（以下、「利息返還債務等」という。）はクオークローンのみが負うものとし、被控訴人は利息返還債務等について何ら債務および責任を負わない。

(2) 併存的債務引受及び受益の意思表示

ア 前記認定事実によれば、控訴人は、従前クオークローンと取引を行っており、被控訴人との間で切替契約を締結したものであるから、本件業務提携契約にいう契約顧客に該当する。そうすると、被控訴人は、クオークローンとの間で本件債務引受を合意することによって、本件取引1により発生したクオークローンの控訴人に対する過払金返還債務を併存的に引き受けたものと認められる。そして、かかる合意は控訴人を受益者とする第三者のためにする契約であると解されるから、控訴人が同契約による利益を享受する旨の意思表示（受益の意思表示）をすることによって、控訴人の同契約に基づく権利が発生すると解するのが相当である。

イ そこで検討すると、前記認定事実のとおり、控訴人は、本件切替えの際、被控訴人の担当者から、クオークローンが貸金業を廃業するのに伴い、その親会社である被控訴人と切替契約をすればこれまでと同様の取引ができることなどの説明を受け、クオークローンとの取引が被控訴人に引き継がれると認識して本件切替えに応じたことが認められる。

これらの事実によると、控訴人においては、本件切替えの時点で、被控訴人が本件取引1により発生したクオークローンの控訴人に対する過払金返還債務を併存的に引き受けたことを具体的に認識していたとまでは認

められないものの、被控訴人らの間において本件消費貸借契約ないし本件取引1をクオークローンから被控訴人に引き継ぐための何らかの合意がされたことを前提とした上で、被控訴人との間でも本件消費貸借契約ないし本件取引1と同様の取引を行うため、上記被控訴人らの間の合意を受け入れる趣旨で本件切替えに応じたものということができる。

そうすると、控訴人は、本件切替えに応じることにより、本件債務引受についても黙示に受益の意思表示をしたものと認めるのが相当である。

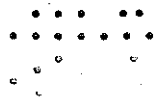
ウ 上記受益の意思表示により、本件債務引受に係る控訴人の権利が発生し、被控訴人は、本件取引1により発生した過払金返還債務を負担する。

(3) 悪意の受益者

ア 貸金業者が、制限利率を超えて利息として弁済された部分（以下「制限超過部分」という。）を受領したが、その受領につき貸金業法43条1項（平成18年法律第115号による改正前のもの。）の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定するのが相当である。

イ 前記認定事実によれば、貸金業者である被控訴人らは、制限利率を超過する約定利率で控訴人に対して各貸付けを行い、制限超過部分を含む各弁済金を受領したことが認められるところ、被控訴人は、被控訴人らが控訴人に対し貸金業法17条及び同法18条所定の書面を交付したことを具体的に主張立証しないから、被控訴人らが控訴人から制限超過部分を含む各弁済金を受領したことについて、同法43条1項の適用を認めることはできず、また、被控訴人らが、同項の適用があるとの認識を有していたと認めることもできない。

したがって、被控訴人らは悪意の受益者に当たると認められる。



(4) 以上によると、併存的債務引受に係る請求原因は認められる。

2 抗弁（受益の意思表示に先立つ変更契約）について

前記1(2)のとおり、控訴人は、本件切替えが行われた平成19年8月13日に受益の意思表示をしたと認められ、その意思表示により控訴人の被控訴人に対する過払金返還請求権が発生している。そして、被控訴人らは、その後に締結された本件変更契約によって控訴人の上記権利を消滅させることはできないから（民法538条）、抗弁は主張自体失当である。

3 過払金の発生

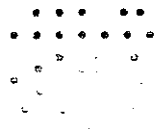
前記認定の本件各取引の取引経過及び本件切替えの経緯等に照らすと、控訴人と被控訴人との間では、本件取引1により発生した過払金及び過払利息相当額を本件取引2に係る借入金債務に充当する旨を黙示に合意したものと認めるのが相当である。そして、本件各取引を制限利率に引き直して計算すると、原判決別紙「法定金利計算書」記載のとおり、本件各取引の最終取引日である平成21年7月21日時点において、過払元金81万7166円が発生していると認められる。

第4 結論

以上によると、被控訴人に対し、上記過払元金81万7166円の一部である81万7116円及びこれに対する平成21年7月22日から支払済みまでの過払利息の支払を求める控訴人の請求は理由があるから、これを認容すべきであり、本件控訴は理由がある。よって、原判決を取消し、控訴人の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 古久保 正 人



裁判官 大 嶺 崇

裁判官 大 塚 穂 波



これは正本である。

平成22年11月30日

札幌地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 梶川

